

平成30年度 社会福祉法人神栖市社会福祉協議会 第4回 理事会議事録

招集年月日 平成31年3月7日（木）

開催日時 平成31年3月27日（水） 午前10時から午前11時まで

開催場所 神栖市保健・福祉会館 2階 会議室2

出席理事名 石田進、今郡利夫、小島真知子、竹内光日出、信太俊浩、藤田昭泰、木内久子、花田三男、中嶋正子、千葉千恵子、原直俊、坂下弘之、西野光政、布施博規、野村みさ子、島田弘美

欠席理事名 柳堀 弘、浪川浩之

定刻通り、平成30年度第4回社会福祉法人神栖市社会福祉協議会理事会を開催した。

理事総数18名中16名の出席があり、事務局において定款第30条 第1項により、理事会が成立していることが確認されたあと、石田会長が挨拶をした。

定款第29条 議長選出は、全員一致で石田会長を選任した。

定款第31条 第2項 議事録は出席した会長、及び監事の記名押印となることを確認した。

議案第1号 補欠評議員の選任候補者推薦について

（事務局：相良） 選出母体の役職交代等により、平成31年3月31日付で退任される評議員さんの後任候補者を選任するため、今回の理事会へ提案するものです。

現在の神栖市社会福祉協議会の評議員数は現員40名で、資料22ページに名簿を記載しております。この名簿のうち、26番の菅野健一評議員、39番大滝紀子評議員、40番大川三男評議員が、今回役職交替等により改選となります。

後任候補者につきましては、まず、菅野評議員の後任者には、選出母体であるかしま青年会議所から新たに推薦のあった村上拡さんを候補者としております。

大滝評議員と大川評議員は、行政関係者としていずれも4月1日付の神栖市職員人事異動により役職交替となります。現在神栖市地域包括支援課長である大滝評議員の後任者には、長寿介護課の日高篤生課長を候補者案としておりますが、4月からは市役所の組織が改編され、地域包括支援課は長寿介護課に統合されるということですので、新たに長寿介護課長である日高課長を候補者としております。また大川評議員につきましては、障がい福祉課長が大滝紀子課長に交替となるため、大滝評議員について選出区分の切り替えを行う候補者案となっております。

後任候補者3名の任期は、前任者の在任期間として平成33年度定時評議員会の終結時までとなります。今回理事会で推薦の決議をいただければ、今年の5月頃に評議員選任委員会を招集して、正式な選任決定を行う予定としております。

以上、評議員候補者3名につきましてご審議いただきたく、提案をするものです。

質疑はなく審議に入り、議長を除き賛成15名、反対0名で決議された。

報告第1号 経営改善計画作成指針に基づく行動計画（社協発展・強化計画）実施2年次の進捗状況について

（事務局：相良） この行動計画につきましては、平成28年度に策定しまして計画期間が平成29年度から平成31年度までの3年間で、本年度は実施の2年次となっております。役員の方

皆様には9月の理事会の時に中間報告をさせていただきましたが、今回は2年目が概ね終了いたしますので最終報告として、資料をまとめております。

経営改善に向けた取り組み項目は、全部で41項目ございます。今回ご報告するのは30年度の実施結果をそれぞれ、Aについてはスケジュール以上の進展拡大、Bについてはスケジュール通り、Cはスケジュール以下という3段階評価で報告させていただきます。

「Ⅰ. 事業展開を支える財政基盤の強化」としましては、会費収入の確保と共同募金の増額というところで、この中で達成度としてC評価となっているのが、3つあります。1つが特別会員の見直しということで、計画初年度の29年度から特別会員の会費を5,000円から2,000円以上と入りやすい形での提案をしながら進めてきたところですが、2年目の目標としていた数字には届かなかったため、Cという評価となっております。会員加入につきましては一般会費、法人会費、団体会費も含めて、積極的にお願いをしているところでございますが、特に近年の行政区への加入率の低下が、社協会員の加入にも大きな影響を及ぼしている状況となっております。これから実施最終年の31年度に向けて引き続き増強に向けた創意工夫をしていきたいと考えております。

同様に共同募金につきましても、C評価となっているのが募金箱募金と職域募金についてです。いずれも設置箇所、募金実績とも、2年目は目標に届くことができませんでしたので、C評価となっておりますが、一方で行政区・自治会を単位とした募金の増強につきましては年々加入していただける行政区の数が増えてきております。

平成30年度については半分以上の59の行政区が共同募金にご協力いただきおまして、こちらについては当初の目標を大きく上回る見込みとなり、共同募金の全体の実績としては、前年度を若干上回る結果となりました。募金箱、職域募金につきましては行政区への募金とあわせて、総合的に募金の増強を目指せるように今後も展開を進めていきたいと考えております。

3, 4ページにつきましては福祉活動基金の効果的活用、寄付金収入の増強、公的事業の積極的受託、いずれも財源確保につながる取り組みとして進めて参りましたが、それぞれの項目いずれもAないしBの評価という形でご報告いたします。

5, 6ページの新規事業の受託、労働者派遣事業の積極的推進、現場実習生の積極的受入、こちらも概ねスケジュール通りの執行となっております。

7ページからは「Ⅱ. 住民ニーズに合致した事業展開」ということで、財源の確保と合わせて具体的な事業の展開について推進をしているところです。様々な地域福祉の担い手との連携、協働(CSW)、成年後見受任活動の積極的展開、障害者相談窓口としての機能強化、有料広告事業の新規実施、社協を市民にPRするイベント等の充実、いずれもスケジュール通りに展開を図っているところでございます。特に相談窓口の強化というところでは、具体的実施結果にもありますが、昨年度の同時期と比べても総合相談としては1.4倍、障害者を対象にした相談についても前年度を大きく上回る相談を受けておまして、相談対応の充実強化が、引き続き重点項目となっております。

最後の柱としては11ページから始まります、「Ⅲ. 時代に即応した組織の構築」ということで、取り組み項目として理事会等基幹的会議の機能強化に取り組んでまいりました。この中で「役員等研修の充実」につきましては、日々会議等の中で、資料提供や説明などの充実に努めてまいりましたが、別建てでの研修には1年目、2年目と特に取り組むことができませんでしたので、来年度以降実施していけるよう計画立てていきたいと考えております。今年度についてはC評価といたしました。

以降の事務局体制の強化から、最後の人材育成、職員の給与体系、水準の在り方の検討、いずれもスケジュール通りに2年目は進行することができました。

トータルとしましては14ページの下段に平成30年7月時点の中間報告の状況と、最終的な状況、それぞれの項目の評価結果をまとめさせていただきました。いずれも概ねB以上の評価で2年目を終えておりますので引き続き3年目もこちらの計画に沿って展開を進めていきたいと考えております。以上報告第1号についての事務局からの説明となります。

質疑はなく、報告済みとされた。

報告第2号 定款の一部変更（案）について

（事務局：相良） 理事会本資料P.4～P.5に沿って説明した。

今回の定款の一部を変更させていただく大きな理由としましては、本年度末をもって障害者デイサービス、福祉作業所、ホームヘルプサービスの在宅福祉サービスの3つの事業が終了することが決定したことに伴い定款の整備をさせてもらう内容です。

障害者デイサービスと福祉作業所は指定管理期間が3月末で満了となり、今週末までは社協で責任を持って運営をしますが、4月1日以降は有限会社ミナト交通さんによる新しいサービス提供が開始される予定となっており、引き継ぎについても順調に進めているところです。またホームヘルプサービス事業につきましては、9月の第2回理事会で終了に向けた方向性が決定されまして、その後、お客様への説明と他の事業所への移行手続きを進めておりましたが、2月の末をもちまして、すべての利用者さんの意向に沿った形で新しい事業所への移行を完了することができました。この3事業については3月末をもって終了。それに伴いまして定款第2条の中にその根拠として規定をしておりました条文の削除をさせてもらう内容です。

具体的には第2条の中で、これまでは（1）から（22）までを規定しておりましたが、そのうち（7）障害者デイサービスセンターの運営、（8）福祉作業所の運営、（9）居宅介護支援事業の経営、（12）障害福祉サービス事業の経営、（14）地域活動支援センター事業の経営、（15）移動支援事業の経営、この6事業については、それぞれデイサービス、福祉作業所、ホームヘルプサービスの終了に伴って規定をする必要がなくなりますので、平成31年4月から定款から削除していく内容でお諮りをするものです。

改正後は（1）から（16）までの構成とさせてもらう内容となっております。こちらについては理事会の決議をいただいたのちに、明日開催予定の評議員会で議決を経て定款変更の手続きを進めていく予定としております。以上議案第2号についての事務局からの説明といたします。

質疑はなく審議に入り、議長を除き賛成15名、反対0名で決議された。

議案第3号 定款変更に伴う規程等の廃止及び一部改正（案）について

（事務局：相良） 議案第3号内容説明（理事会本資料P.6～P.15に沿って説明）

ただ今決議をいただきました定款の変更に伴いまして、それぞれの事業の実施の具体的な規程として制定しておりましたが、いくつかの規程については不要となりますので、ここで廃止をさせてもらうことと、その他関連する規程については在宅福祉サービスに関する部分の整理、削除が必要となりますので、あわせてお諮りをするものです。

具体的に廃止する規程は6つございます。1番目が、第23号 職員被服貸与規程です。これは主に在宅福祉サービスセンター業務に従事する職員の、ジャージやユニフォームなどの貸与の頻度や数量を定める規定として平成8年に制定していたもの

ですが、サービス提供部門が完全に終結となりますので、こちらの規程については本年度をもって廃止させていただきます。

第 26 号 神栖社協指定訪問介護事業所運営規程につきましては、介護保険制度でホームヘルプサービスを始めた平成 12 年度に制定をした規程です。同じように第 32 号 ホームヘルプサービス神栖社協運営規程は、障害者総合支援法の前の障害者自立支援法が制定された平成 18 年に制定した規程です。第 49 号 障害者デイサービスセンターのぞみ運営規程、また第 50 号 福祉作業所きぼうの家運営規程、ならびに第 51 号 福祉作業所きぼうの家工賃支払規程につきましては現指定管理期間が始まります平成 26 年に新たな利用料方式による事業所として運営していくために制定した運営規程でしたが、いずれも事業終了に伴いまして今回廃止を提案させていただくものです。

続いて、規程等の条文の修正案ですが、まず規程第 3 号 事務局規程といたしましては、大きなところでは在宅福祉サービスセンターの分掌事務を廃止すると同時に、新たに地域福祉の本体部分の充実強化を図るために、これまで地域福祉推進センターとして本所に 1 つ置いていたセンターを、地域福祉総合相談センターに加えて、福祉活動推進センターという 2 つのセンター体制で新たに地域福祉の推進により具体的に取り組んでいけるように規程の改定を図るものです。

あわせてこれまで事務局規程の中に盛り込んでおりませんでした労働者派遣事業と福祉後見サポートセンターに関することを分掌事務として明記をさせていただきます。

続いては、第 9 号 給与等に関する規程の改正内容となっております。こちらの改正理由としては 2 つあります。1 つは在宅福祉サービスの職員の職務として規程しておりました第 8 条関係の別表、これは職務の級による業務分類表ということで、それぞれの級ごとに職務の分類を定めているものです。この中から在宅福祉サービス関連のものを全部取るというのが 1 つめの理由です。もう 1 つは第 2 条関係別表とも関連してくるのですが、給与規程の別表を最初に制定したのが平成 18 年でした。合併当時の事務局体制、職員の構成、年齢層に合わせて規定した分類表から 10 年以上が経過している中で、職員の平均年齢も同じだけ上がってきているという状況もあります。当時は 1 級から 6 級までの制定ということで、この規程の分類を定めておりましたが、現在の年齢構成、あるいは市の職務の分類とも整合を図りながら、実際に置かないというのは別の問題ですが、1 級から 7 級まで社協の職務の級として分類していくことと、それに見合った職務の種類について明記する内容で今回提案をさせていただきました。それに伴い第 2 条関係別表 管理職手当額表についても一部見直しをさせていただく内容です。

続きまして、第 22 号 経理規程についても一部変更がございます。拠点区分として掲げておりました中から、ホームヘルプサービス、デイサービス、福祉作業所に関する拠点区分の廃止をいたします。あわせて公益事業区分の中の福祉用具貸与事業拠点区分については、広告・自動販売機設置事業拠点区分に名称の変更をさせていただく内容です。現時点では福祉用具の貸与に伴う収支がほとんどありません。実態としては自動販売機の設置の売り上げであるとか、昨年度より始めております有料広告に関する収益を法人税の申告対象事業として区分経理するためのものですので、実態に見合った拠点区分名称に改正をさせていただくものです。

続きまして、第 39 号 苦情解決に関する規程につきましては、在宅福祉サービスセンターに関する条文を整理するため、第 2 条についての修正を、第 44 号 不当要求行為等の防止に関する規程については、不当要求行為防止対策委員のメンバーを事務局規程の変更後の各センター長を充てる形での改正をはかるものです。

続いて、規則第 2 号 常勤職員就業規則、規則第 1 号 非常勤職員就業規則のそれ

ぞれの改正案です。改正の理由は在宅福祉サービスセンターに従事する職務、およびそれに伴う給与の額について削除を図って整理をするために、該当箇所の削除をする形で提案をさせていただいております。いずれの規則の修正案につきましても、この決議を頂きましたら平成30年度末で修正をいたしまして、平成31年4月1日から改正後の規程での運営を想定しております。以上が議案第3号に関する内容の説明となります。

質疑はなく審議に入り、議長を除き賛成15名、反対0名で決議された。

議案第4号 平成31年度 神栖市社会福祉協議会事業計画（案）について

（事務局：荒井） 議案第4号 平成31年度事業計画（案）説明（別紙 平成31年度事業計画書及び収支予算書（案）に基づいて説明）

事業計画の基本方針としましては、平成31年度は本会第4次地域福祉活動計画と社協発展・強化計画の最終年度となります。本会に求められます地域福祉を推進する中核的な専門機関としての役割をさらに発揮いたしまして、地域住民の安心した暮らしを応援してまいります。

地域資源の充実度合いと本会の中立公正な立場とを踏まえまして、平成30年度をもって指定管理事業とホームヘルプサービス事業を民間事業所へ引き継ぎ、組織体制の整備を図ったところでございます。これにより平成31年度は、相談援助機関としての機能に傾注した事業展開を新体制でのぞむこととなります。

活動の中心といたしましては他の機関では取り組むことが困難な課題に対応していく中で、とりわけ支援の届きにくい分野の福祉向上を図っていくものでございます。

福祉サービスを必要とする住民の立場に立ちまして、解決に必要な各事業を、行政や関係機関、地域で共に暮らす住民の皆さんとさらなる協力関係を築きながら、平成31年度重点的に取り組みます事業につきましては3つです。1つ目は、住民の福祉の相談に的確に答えられるように、市内を3つの圏域にわけまして配置しておりましたコミュニティソーシャルワーカーを、平成31年度より第2圏域を加えまして、全てに配置して住民の福祉課題の発見から解決に向けた具体的な支援を進めてまいります。

2つ目は福祉後見サポートセンターかみすで実施しております、認知症や知的障害、精神障害などによって、判断能力が不十分な方の法的な支援者となる成年後見人を本会が法人として受任する法人後見受任事業を中心に、今後ますます利用の増加が見込まれる成年後見制度の利用の促進に向け、関係機関との連携と事業の啓発を強化してまいります。

3つ目は、生活困窮者自立支援事業です。この事業は増加する生活困窮者について生活保護に至る前の段階で自立に向けた相談支援を行うものです。平成31年度で3年目となるこの事業は、個別プランの充実を図り、ハローワークなどの専門機関との連携を強化して早期課題の解決に向けた支援の提供をしてまいります。以上の重点事業3つとあわせまして、具体的な事業を展開してまいります。

まず地域福祉活動計画の基本項目の4つの柱とその重点項目ごとの構成となっております。I. 地域福祉推進システムの構築 1. 福祉コミュニティソーシャルワーカーの実践では、重点事業の1つでありますコミュニティソーシャルワーカーの配置をすることによって、これまで以上に地域福祉活動を深く掘り下げたいと考えております。

3. 専門相談の事業、こちらは5つの専門相談から成り立っております。重点事

業である生活困窮者自立支援事業のほかに（２）精神保健相談 ころの相談室として展開しておりますが、精神障害を抱える方やご家族からの相談に精神保健福祉士の職員が対応し、このところ特に増加傾向にあります、ひきこもりに関する家族からの相談に対して平成 31 年度は相談の支援体制を強化します。

４．職員派遣による相談支援、問題解決機能の強化としましては、労働者派遣事業として市役所の福祉部局 4 課へ複雑な相談援助の対応に、当会の社会福祉士、精神保健福祉士を有した職員を派遣しておりますので、平成 31 年度も同事業を通じまして市の福祉行政への貢献を図ります。

Ⅱ．市民との協同による新たな地域づくり、こちらはボランティアセンターを中心に事業展開していきます。コミュニティ活動の積極的支援としまして、地域の居場所として認知症の予防などの効果も期待されております、高齢者サロンなどの市民活動の後押しを継続していきます。

小中学校を中心に授業の中に取り入れてもらっております福祉教育出前講座については、ボランティアや地域の方のサポートをいただきながら、学校や企業の依頼に応じ、その学習内容の取り組み状況に、あったプランで体験プログラムに依頼者と共に計画しながら対応していきます。

２．市民参加によるたすけ合いの推進、こちらは住民参加の助け合い事業として展開しています「ういるかみす」、ファミリーサポートセンターの運営と、平成 31 年度で 8 年目となる（４）高校生の進路アシストカレッジの開催を通じまして、将来の福祉人材育成に努めます。

３つ目の柱、Ⅲ．必要とされるサービスの提供と利用支援 こちらは重点事業であります福祉後見サポートセンターかみすの運営を積極的に展開しまして、法人後見機能の発揮と権利擁護活動の充実を図ってまいります。

２．精神障害者の地域生活支援の充実、知的障害児者、発達障害児者の充実では、支援の手が十分といえない状況にある精神障害者や、発達障害児者に対しまして、精神保健デイケアの開催や、幼児期の集団生活の場面に関わる保育士さんや幼稚園教諭を対象とした、発達障害児の療育に関する研修会を通じて、支援者同士のネットワークを構築します。

４．生活福祉活動および福祉サービスでは、４つの事業を通じて、生活困窮や制度の狭間にある方の相談に対応します。

４つ目の柱となりますⅣ．地域福祉推進システムを実現する組織体制整備としましては、地域福祉の中核機関としてさらなる専門相談の対応に特化できるよう、職員の国家資格の取得を進めてまいりました。その結果、正職員 18 名のうち 16 名が社会福祉士資格を取得し、あわせて精神保健福祉士資格も重複してですけれども 13 名が取得している状況です。こちらは県内 44 市町村でもトップの取得率となっておりますので、こうした本会の特徴を生かしまして 1 から 4 の組織再編にも取り組んでまいります。

２．財源の確保。こちらに関しましては、自主財源の確保のメニューは決して多い状況ではありませんが、広報紙の発行やウェブサイトの運営など、広報を通じて社会福祉協議会をよく知っていただいで活用してもらい、そういった理解して応援して下さる方を増やす活動として（１）から（７）の取り組みを進めてまいります。

最後に法人運営といたしましては、先ほどの経営改善計画の報告にもありました理事、監事、評議員体制としましては、皆さんへの情報提供と研修の充実を図っていきたくと考えております。

２．委員会活動の充実から 4．その他についてまではご覧のとおりの内容で、計画通り進めます。以上、平成 31 年度の社会福祉協議会の事業計画（案）の説明を終わります。

(坂下弘之理事) 「理事・監事・評議員への情報提供と研修の充実」の中で、役員等研修の機会を確保と書いてありますが、どんな研修を想定しているのか教えてほしい。

(事務局:橋田) 時間の関係と、理事の皆さんがお集まりいただける機会を確保することが非常に難しく、これまで理事会を通じて社協事業のご理解をいただくという説明だけになってしまっていました。20年ぐらい前までは理事や評議員の皆さんとバスで先進地の横浜や長野などに研修に行ったこともありましたが、今はインターネットを通じて、様々な情報が取れるようになりました。より具体的に相手方の話を聞きたいという場合には、こちらから行くのではなくて、先進地の方に神栖に来ていただいて、理事、監事の皆さんだけでなく、評議員や各委員会の皆さんにも先進地の取り組みを紹介し、神栖社協の今後の方向性のヒントを頂けるような機会を最低限1回は作っていきたいと考えております。

(坂下弘之理事) 先駆的な事例などは、事務局で資料をまとめて理事会へ提出する形でも十分研修になると思うので、そういった手法も検討してほしい。

(事務局:橋田) ありがとうございます。

(野村理事) まだ理事になって2年目なんですけれども、こんなにも努力してすごいなあと、ますます充実して素晴らしいと思います。こういう機会に来てみないとわかりませんか、みんなに伝えたいと思います。

審議に入り、議長を除き賛成15名、反対0名で決議された。

議案第5号 平成31年度社会福祉事業区分収支予算(案)について

議案第6号 平成31年度公益事業区分収支予算(案)について

内容の関連性から議長より2件を一括で審議することが提案され、全会一致で賛成した。

(事務局:相良) 理事会本資料P.17と平成31年度事業計画書及び収支予算書(案)に沿って説明。

議案第4号で決議いただきました平成31年度事業計画に基づき、それを実現していくための支出計画、およびそれを確保するための財源についてまとめたものが、予算(案)でございます。

今回予算編成にあたり、福祉活動基金および職員退職手当積立金の一部処分をおこなう予算案としておりますので、その処分の理由と金額から説明させていただきます。

まず福祉活動基金につきましては、現在13,600万円ある残高について、こちらは第3回理事会の中で、基金の保有限度額について決議をいただきました。その中で限度額を6,000万円として現在の保有額との差額7,600万円については平成31年度からの10年間をかけて有効に活用していくということで決議をいただいたところでございます。その計画に基づいて平成31年度の予算の中では1,000万円を取り崩して具体的な事業に充てる計画としております。

具体的には福祉後見サポートセンターかみすの運営のために、職員の設置費も含め、この基金を充当いたします。また福祉感謝会の充実、そして今年度の秋から始まっております福祉車両のレンタカー利用料の助成に関して、そのための財源として活用していきたいと考えております。

またこれまでも基金を取り崩して活用していたように、ボランティアグループや市内の学校等へのボランティア振興の助成のための財源としても引き続きこの基金

の原資を活用してまいります。あわせて相談機能を充実していくために、専用の相談スペースの設置であるとか、備品の整備にも基金の一部を充てさせていただく計画として予算を設定いたしました。総額が1,000万円です。

続いて職員退職手当積立金につきましては、平成31年度中に750万円を現在ある1,510万円の中から取り崩す計画をしております。こちらについては、障害者デイサービス、福祉作業所、ホームヘルパーに従事していただいていた職員を3月末で雇い止めとしましたので、前回の理事会にお諮りをいたしました退職手当の一部割り増しを含めた形で支給していくための財源として平成31年度予算の中で計上し、その財源として一部をその積立金から充てさせていただく内容で予算編成をしております。

なお、これまで数年財政調整積立基金というものを毎年数100万円ずつ取り崩していましたが、平成31年度については、こちらには手を着けずに予算編成が完了しております。

社協の職員設置費の平成31年度予算については社協からの要望額が全額、市で予算化をいただきましたので当初の計画通り、財源処置が図れたところとなっております。

他に質疑はなく、審議に入り、議長を除き賛成15名、反対0名で決議された。

議案第7号 平成30年度第2回評議員会の招集について

(事務局：相良) 理事会本資料 p.18 に沿って説明。評議員会の招集につきましては、定款第14条に基づき、理事会での決議事項となっております。

第2回評議員会の招集につきましては、第3回理事会の中でもお諮りをしたところでございますが、正式な日時と議事案件が確定いたしましたので改めてお諮りをするものです。内容といたしましては、

1. 会議名称 平成30年度第2回評議員会
2. 開催日時 平成31年3月28日(木)午後2時開会
3. 開催場所 神栖市保健・福祉会館 研修室
4. 議事案件 議案第1号 補欠役員の選任
議案第2号 定款の変更(案)
議案第3号 平成31年度 神栖市社会福祉協議会事業計画(案)
議案第4号 平成31年度 社会福祉事業区分 収支予算(案)
議案第5号 平成31年度 公益事業区分 収支予算(案)

5. 招集予定 評議員40名

以上で事務局からの説明とさせていただきます。

審議に入り、議長を除き賛成15名、反対0名で決議された。

議長より、審議終了後にその他の意見が求められたが、質疑はなかった。

(事務局：橋田) 会議の閉会前に、事務局よりご報告がございます。

本日までご出席の神栖市健康福祉部長の島田弘美理事におかれましては、この3月末をもって理事職を退任されることとなりました。本日が最後の理事会となりますので、閉会前に一言ご挨拶をいただきたいと思います。存じます。

(島田弘美理事) ただいま事務局からご案内頂きました、神栖市健康福祉部の島田と申します。市役所ならではのということで、4月1日の定期人事異動によりまして健康福祉部から教育委員会へ異動ということとなりました。1年間という短い期間でありましたが、皆様方には大変お世話になりました。ありがとうございました。

(事務局：橘田) ありがとうございました。最後に一点、事務局より事務連絡がございます。

4月以降の会議の予定ですが、5月の中旬頃に監事による監査を行い、次回の理事会は5月下旬の開催を予定しております。次回の理事会は、役員の皆さまの任期中最後の会議となりますので、ご出席の程よろしくお願い申し上げます。

現役員の任期は、6月の定時評議員会までとなっており、新役員の選任は、この定時評議員会において行う予定です。4月に入りましたら、皆さまの所属される各団体あてに、改めて推薦依頼等の手続をお願いする予定でありますが、何かご不明な点等ございましたら事務局 相良までご連絡をお願いいたします。

以上をもって、平成30年度第4回社会福祉法人神栖市社会福祉協議会理事会は終了となる。